

奈井江町パートナーシップ宣誓制度について意見を募集します ※募集は終了しました

多様な性の在り方が尊重され、誰もが安心して自分らしく活躍できる奈井江町の実現を目指し、性的マイノリティの方やその家族が抱える困難を解消するための一つ的手段と位置付け、「奈井江町パートナーシップ宣誓制度」の導入に向け制度案を策定しました。この制度案等に対する皆様のご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見は、制度内容を検討する際の参考とさせていただくとともに、同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表する予定ですが、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

☆意見募集期間

令和7年3月10日（月）～令和7年3月25日（火）

☆公表する資料

- ・奈井江町パートナーシップ宣誓制度の概要について（案）
- ・奈井江町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（案）
- ・奈井江町パートナーシップ宣誓制度利用の手引き（案）

☆資料の公表場所

役場庁舎1階 町民ホール

ホームページ <http://www.town.naie.hokkaido.jp>

☆意見を提出できる方

町内在住者、町内で働く方、町内で学ぶ方、町内で事業を営む法人その他の団体及び個人

☆意見の提出方法

- ・電子メール:koseki@town.naie.lg.jp
メール件名を「パートナーシップ宣誓制度（案）に対する意見」と記載し、「意見応募用紙」を添付してください。
※応募用紙はホームページからダウンロードしてください。
- ・郵送、ファックス、持参（役場開庁時間内）
「意見応募用紙」をご利用いただき、下記提出先まで提出してください。
※ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所をご記入ください。

☆**注意事項**

- ・ 電話、口頭による意見は受け付けておりません
- ・ 誹謗中傷する内容についてはご意見として取り扱いません
- ・ 住所、氏名が記載されていない場合は受付できません
(※氏名等は公表しません)

☆**意見の提出・問合せ先**

奈井江町役場 町民生活課戸籍係

〒079-0392 空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

電話 0125-65-2113 (ダイヤルイン)

F A X 0125-65-2809

メール koseki@town.naie.lg.jp